

は、再度の育児休暇の取得が可能に。
・労使協定で専業主婦(夫)がいる場合は、育児休暇除外者として規定できましたが、廃止され取得可能になりました。

これらにあわせ、雇用保険の育児休業給付についても、
所要の改正が行われることになります。

●介護休暇は充実しているか？

上記のように、少子化対策として育児休業の制度は拡充されつつありますが、
高齢化に対応するであろう介護休暇の改正については、
短期の休暇制度の創設(年5日、対象者が2人以上であれば10日)で、
家族の介護・看護のために離職又は転職を余儀なくされている方が
平成14年からの5年間で50万人いっしょという現状、
高齢化がますます進んでいく予測が十分に考えられるにしては、
施策が薄いのではと感じてしまいました。

●西尾はこう思います

育児休業後に、元の職場、職種にもどれない、
時間外が出来ないと申出をすると嫌な顔をされる、
降格等の不利益な取扱い方を受けるなど、
職場復帰の際のトラブルは現実には多くの職場で起きています。

このようなトラブルに関しては、調停制度の設立や勧告に従わない場合は、
企業名の公表や、虚偽の報告をした場合には過料の創設などが設けられ
ました。

本来はこのような制度を作らなくても復帰がスムーズに行われるのが理想ですが、
この新制度で少しでも、安心して、子供を産み、育てる職場環境(企業風土)が
出来ればと思います。

★トピックス～7月の完全失業率～

7月の完全失業率が発表されました。
5.7%です。
個別に見ると、男性は6.1%、女性が5.1%。
男性は初の6%台となり、過去最悪です。

この失業率は、昨年のリーマンショックを発端とする経済不況が
まだまだ雇用環境に大きな影を落としていることを物語っています。

そして、ハローワークでの失業認定日には、
20～60歳台までの多くの方がいらしています。

~~~~~編集後記~~~~~  
今日から9月。

小学校に通学するお子さんをお持ちの  
親御さんからお聞きしたのですが、  
京都では、もう先週の月曜日8月24日から  
スタートしている小学校が多いそうですね。

3学期制ではなく、2学期制で、  
通信簿も9月末なのだそうで。

通信簿をもらって、さあ夏休み！感もないけれど  
9月1日を前に、明日から学校いやだ！感もない  
なんとも、メリハリのない感じに思えるのですが。

現役小学生は、どう思っているのでしょうか。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
